

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法の概要

【趣旨】近年における我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため(第1条)

「我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があると認めるとき」(第3条第1項)

閣議決定

○入港禁止の閣議決定(第3条第1項)

- ①入港禁止の理由
- ②特定の外国
- ③**特定船舶**
- ④入港禁止期間
- ⑤「寄港」についての始点日
- ⑥特定船舶を出港させなければならない日
- ⑦その他入港禁止実施に関し必要な事項

○閣議決定の変更(第3条第3項)

- ①～⑦の事項の変更が生じたとき

「特定船舶」になりうる対象(第2条第2項)

- (イ)特定の外国の国籍を有する船舶
- (ロ)閣議決定で定める日以降の期間に特定の外国の港に寄港した船舶
- (ハ)特定の外国と(イ)(ロ)の關係に類する特定の關係を有する船舶

告示(第4条)

告示日から20日以内に国会に付議

国会閉会中、衆議院解散中はその後最初に召集される国会

国会の承認
(第5条)

入港禁止の実施(第6条)

- 上記④の間、特定船舶の本邦の港への入港禁止
- 既に本邦の港に入港している特定船舶は上記⑥の期日までに

(例外)「遭難又は人道上の配慮をする必要があることその他のやむを得ない特別の事情がある場合」

違反

【罰則】(第9条)

船長は、
○3年以下の懲役
若しくは
○300万円以下の罰金(又は併科)

- ・入港禁止の全部又は一部を実施する必要がなくなつたと認めるとき
- ・国会が入港禁止の全部又は一部の実施を終了すべきことを議決したとき

入港禁止終了の閣議決定(第7条)